

原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電等に関する要請書

福島第一原子力発電所事故から7年が経過し、被災地の復興に向けたこれまでの取組により各地域においては一定の成果が現れてはいるものの、依然として課題が山積し、地域によって直面する課題も異なってきております。被災地が望む復興像の早期実現に向けて、あらゆる取組を前面に立って着実に実行していくことが国の責務であります。

また、今後原子力を利用する上で、社会的信頼の回復が必要不可欠であり、このため、安全性の更なる向上と防災対策及び損害賠償も含めた事故後対応の強化・充実に不断に取り組まなければなりません。さらに、原子力発電所の廃炉が現実となる中、使用済燃料や放射性廃棄物の処理処分など、バックエンドに係る諸課題への対応は先送りできる状況にはなく、国が主体となり、解決に向けた取組を加速させる必要があります。

一方、エネルギー政策においては、国民生活や社会経済の向上・発展に欠くことのできないエネルギー、とりわけ電力の安定供給と温室効果ガスの大幅な削減を両立させることが不可欠であります。将来を見据えた持続可能なエネルギー需給構造を構築する上で原子力政策をどう進めるべきか、明確な方針を示すことはこれまで国策に協力してきた立地地域に対する国の責務でもあります。

したがって、国策としての責任を有する国においては、次の事項に速やかに取り組むよう、総会の総意に基づき強く要請します。

平成30年5月14日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 淵上 隆 信

重点項目

【被災地の復興について】

福島第一原子力発電所事故の被災地においては、復興・再生に向けた様々な取組が進められているが、地域によって復興の進捗が異なり、必要な支援は多岐にわたっている。特に、帰還困難区域においては、今後、特定復興再生拠点区域の除染やインフラ整備などを強力に進めていく必要がある。国は被災地が復興の歩みを実感できるよう確実に取組を進めるとともに、復興の大前提である福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策についても、国が前面に立って、安全かつ着実に取り組むことを強く求める。

【安全規制・防災対策について】

原子力利用においては、科学的根拠に基づく公平・公正な規制を行うとともに、国民の信頼を得るための取組も積極的に行わなければならない。また、原子力防災については、万が一の事態にも対処し得るよう、実態に即した対策を講じるとともに原子力災害時に住民を守ることできるインフラの整備に、関係省庁が一体となって取り組む必要がある。国は原子力発電所等の安全性向上と原子力防災対策の実効性向上に不断に取り組むことを強く求める。

【原子力政策について】

エネルギーは社会経済の根幹であり、あらゆるエネルギーの特徴を踏まえ、将来にわたって持続可能なエネルギー構成を見いだすことが肝要である。エネルギー安全保障や地球温暖化、国際情勢などを踏まえつつ、我が国における原子力発電の位置付けを明確にするとともに、不透明となっている核燃料サイクル政策の進展や使用済燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処理処分といったバックエンドに関する課題の克服に全力で取り組むことを強く求める。

【立地地域対策について】

立地地域は長年にわたり、原子力発電を地域の主要産業として受け入れ共存してきたが、原子力発電所の長期停止や廃炉により、地域経済にも大きな影響が生じている。今後も原子力発電を重要な電源として活用する方針とした国が責任を持って、立地地域の持続的発展に資する取組を行うことを強く求める。

具体的事項

【被災地の復興について】

(1) 被災地の復興

- ① 国は、復興に長期間を要する原子力災害の特殊性を十分に踏まえ、「復興・創生期間」終了後も含め、将来にわたって必要な財源を確保し、各種の復興事業を継続させること。
- ② 国は、被災自治体が策定した復興計画等が着実に実施されるよう、必要な財源の確保や積極的な支援などに責任を持って取り組むこと。
- ③ 国は、帰還困難区域の復興・再生を一日も早く果たせるよう、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく事業を確実に実施すること。
- ④ 国は、復興・再生の原動力となる「イノベーション・コースト構想」の早期実現のため、拠点施設の整備を着実に進めるとともに、これらに続くプロジェクトの早期具体化を図り、新たな産業、雇用の創出を関係省庁が連携して強力に進めること。
- ⑤ 国は、復興拠点へのアクセス道路やインターチェンジ、港湾、鉄道など、復興の進捗に大きくかかわる基礎的インフラを早期に整備すること。
- ⑥ 国は、復興公営住宅の整備を加速させるとともに、住宅を再建した際の支援を充実させるなど、住民が安心できる、安定した住環境の整備に努めること。
- ⑦ 国は、住民の帰還を促進するため、帰還後の安心した生活に不可欠な医療・福祉・介護施設や、にぎわいの創出に必要な商業施設、魅力ある町づくりに必要なスポーツ施設などの整備に対する支援を強化すること。
- ⑧ 国は、研究機関の整備や新たな企業の誘致などによる雇用の創出に取り組むとともに、新規開業や営業再開を行う事業者に対し、必要な支援を行うこと。
- ⑨ 国は、住民票の移動の有無により被災者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

(2) 除染・中間貯蔵施設

- ① 国は、事故前の環境に回復させることが基本との認識に立ち、帰還困難区域についても改正福島復興再生特別措置法等を踏まえ、除染を着実かつ継続して実施すること。また、住民の生活にも密接にかかわる山林やため池などについても、実効性のある除染を早期に行うこと。
- ② 国は、除染後のモニタリングやフォローアップ除染に継続的に取り組み、住民の不安の解消に努めること。
- ③ 国は、帰還困難区域内で発生する一般廃棄物や特定復興拠点の整備に伴う産業廃棄物の処理について、責任を持って取り組むこと。
- ④ 国は、中間貯蔵施設について、用地取得のための体制を強化し、地権者に対して誠意を持って対応すること。また、汚染土壌等の搬入に当たっては、万全の安全対策を講じ、住民の不安の払拭に努めること。
- ⑤ 国は、最終処分場の早期整備に向け、放射性物質に係る知識の普及・啓発や技術革新などの取組を、責任を持って着実に進めること。

(3) 損害賠償

- ① 国は、被災者の立場に立った迅速かつ確実な損害賠償を行うよう、事業者に対し強く指導すること。また、被災者の個別事情についても柔軟に対応し、誠意ある賠償を行うよう指導すること。
- ② 国は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対して、実態に即し被災者が納得できる損害賠償が実行されるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針を不断に見直すこと。
- ③ 国は、事業者に対して、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、和解仲介の実効性を確保するための必要な法整備等を行うこと。

(4) 住民の健康管理など

- ① 国は、長期の避難生活やコミュニティの分散などによる被災者の精神的負担を軽減するため、心のケアの取組を長期的に行うこと。
- ② 国は、事故による放射線の影響について、国民に対して正しい情報を発信し、被災地に対する風評の払拭に積極的に取り組むこと。また、避難者に対する差別やいじめ等をなくすため、実態把握を継続的に行い、その防止に向けて、関係機関と連携して対策に取り組むこと。

(5) 復興に係る体制の強化

- ① 国は、現地における復興や除染及び中間貯蔵施設整備を加速させるため、関係省庁の現地事務所の開設及び人員の強化を図ること。
- ② 国は、復興庁の期限やその後の在り方を検討し、長期にわたる復興に対して責任ある体制を早期に示すこと。
- ③ 国は、被災自治体に対し、専門的知識を有する職員派遣をはじめとした、人員の確保のための支援を中長期的に行うこと。

(6) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 国は、福島第一原子力発電所の廃炉や燃料デブリの取出し、汚染水対策等について、事業者任せにすることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ着実に行うこと。
- ② 国は、福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故につながり、被災地の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、事業者に対して厳格な安全管理と積極的かつ確実な情報公開の徹底を指導すること。
- ③ 国は、長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉が円滑に進むよう、事業者とともに作業従事者の計画的な確保・育成に取り組むこと。
- ④ 国は、事業者に対して、福島第一原子力発電所における作業従事者の健康管理を徹底するとともに、安全な労働環境の確保や教育・訓練の充実等により、作業中の事故を未然に防止するよう指導すること。
- ⑤ 国は、福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキや使用済燃料及び燃料デブリ等の取扱いについて、その方針を明確にし、責任を持って対応すること。

【安全規制・防災対策について】

(1) 国民から信頼される安全規制の確立

- ① 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故の分析・検証によって得られた知見や国内外における最新の知見について、速やかに規制基準等に反映し、事業者に対して的確な指導を行うこと。
- ② 原子力規制委員会は、規制基準適合性審査に当たり、科学的根拠に立脚した公正な審査を行い、原子力発電所等の安全性を遅滞なく確認すること。また、審査の経緯や結果について、立地地域をはじめとする国民に対し、わかりやすく説明し、理解促進に努めること。
- ③ 原子力規制委員会は、原子力安全文化に対する現場職員の意識や取組を適切に確認、評価するなど、事業者の行う原子力安全文化醸成活動に対して厳格な指導を行うこと。
- ④ 原子力規制委員会は、一方的な情報発信だけでなく、立地自治体や事業者、様々な分野の専門家など、原子力利用における関係者との対話を重視し、組織としての透明性の確保と信頼性の向上に努めること。
- ⑤ 原子力規制委員会は、規制機関としての能力の向上に努めるとともに、現地原子力規制事務所の増員など、監視体制の充実強化を図ること。

(2) 原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力災害時においては主導的役割を担うことを基本に、地域の実情に即した実効性のある対策が速やかに実行できるよう、関係自治体や事業者、その他関係機関との連携体制の強化を図ること。
- ② 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針について、国内外の最新の知見や関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、不断に見直しを図ること。
- ③ 国は、原子力災害時の避難に必要不可欠となる道路や橋梁、港湾、ヘリポート等の整備・改良の必要性を関係省庁間で共有し、各立地地域の実情に応じた整備を主導的立場で強力に推進すること。また、冬季においても迅速な避難ができるよう、除雪体制の強化を図ること。
- ④ 国は、複合災害時においても、緊急時モニタリング結果など、災害対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる体制の構築及び通信機器の整備等を行うこと。
- ⑤ 国は、広域避難や要配慮者の避難手段、避難先の確保について、主体的に関係自治体や関係機関等との調整及び交渉を行い、迅速に避難できる体制を構築すること。
- ⑥ 国は、避難行動要支援者の搬送を自衛隊等の公的機関の任務として位置付けるなど、災害時に迅速に搬送できる体制を整備すること。

- ⑦ 万が一の広域避難に際して、所在道県とバス事業者等にて締結している協定に基づいた輸送体制が確保できるよう、事業者に対して、国としても協力を要請すること。
- ⑧ 国は、避難退域時検査や簡易除染について、関係自治体等との調整を踏まえた上で、迅速かつ確実にできる体制を整備すること。
- ⑨ 国は、原子力災害時に自治体や関係省庁、原子力事業者及び民間事業者などが連携し、迅速に対応できるよう、実践的な訓練や研修など、対応能力の向上に資する取組を継続的に行うこと。
- ⑩ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑪ 国は、防災拠点の機能強化や避難先との連携強化、資機材・備蓄品の整備など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化事業等に対して、財政支援を行うこと。また、複合災害の対策についても財政支援を行うこと。
- ⑫ 国は、即時避難が困難な要配慮者等の屋内退避施設整備に係る原子力災害対策施設整備費補助金について、地域の実情を十分に踏まえ柔軟に対応すること。
- ⑬ 国は、原子力防災訓練を通じ、原子力災害時における防護措置や避難手順などについて、住民の理解を深める取組を行うこと。
- ⑭ 国は、平時から広域避難の受け入れ自治体の職員や住民に対し、放射線の基礎知識や原子力災害の特性、防護措置の必要性・有効性等について、理解を深める取組を行うこと。
- ⑮ 国は、UPZ域における安定ヨウ素剤の緊急配布、服用に関する明確な基準を示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みを構築すること。また、事前配布後の更新に関し、再配布の手続きの簡略化など、住民や自治体の負担軽減を図ること。
- ⑯ 国は、テロや弾道ミサイル等の武力攻撃に対し、自衛隊や警察、海上保安庁など、関係機関が連携し迅速な対応がなされるよう、法体制の整備を含め、有事に備えた原子力発電所等の防護対策を強化すること。

【原子力政策について】

(1) 今後の原子力政策

- ① 国は、エネルギー基本計画の見直しに当たり、立地地域との対話や情報共有を積極的に行い、政策の現場である立地地域の意見を施策に反映させること。
- ② 国は、規制基準への適合が確認された原子力発電所の稼働に当たっては、稼働の必要性を明瞭に示し、立地地域や国民の理解が得られるよう、丁寧な説明をはじめ最大限の取組を行うこと。特に運転期間の延長に当たっては、審査の結果も含めた安全性や延長の必要性を説明し、立地地域の理解を得ること。
- ③ 国は、原子力発電所の将来の在り方について、原子力発電所の再稼働や運転延長、廃炉の計画を見通した上で、2030年度以降を見据えた長期的な視点に立って議論を行い、新增設やリプレースについての具体的な方針を示すこと。
- ④ 国は、核燃料サイクル政策の中核を担うとされてきたもんじゅの役割を踏まえて、今後進めるとされる高速炉開発の規模やプロセスを徹底的に検証し、使用済燃料の処分の課題の解決に不可欠な核燃料サイクルの実現に向けた目標時期や具体的展望を示し、国民に対し丁寧に説明すること。
- ⑤ 国は、バックエンドに係る諸課題について、立地地域のみならず国民共通の課題であるとの理解促進を図り、国民全体で早期解決に向けた建設的議論が行える環境を整備すること。
- ⑥ 国は、高レベル放射性廃棄物最終処分場の早期選定に向け、「科学的特性マップ」の意義や基準について、丁寧な説明を行うとともに、自治体や住民とのきめ細やかな対話を重ねるなど、国民理解を深める取組を積極的に進めること。
- ⑦ 国は、使用済燃料が見通しもなく発電所敷地内に長期間保管され続けることのないよう、敷地外への早期搬出が基本であるとの認識のもと、中間貯蔵施設や再処理工場の整備などを強力に進めること。
- ⑧ 国は、廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物の処分についても、事業者任せにすることなく、国が深く関与し、解決に向けた取組を加速させること。

(2) 原子力の理解促進・人材育成

- ① 国は、エネルギー政策上の原子力発電の意義について、国民に分かりやすく丁寧に説明し、原子力利用に対する理解促進に積極的に取り組むこと。
- ② 国は、原子力発電の将来を支える人材や、廃炉等、新しい原子力技術の開発に係る人材を確保するため、産学官協同での原子力人材育成の取組を強化すること。
- ③ 国は、原子力を含めたエネルギー政策や環境問題、放射線について、学校教育や地域における学習の機会の充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。

(3) 原子力損害賠償制度の見直し

- ① 国は、原子力災害時の被災者救済においては、最終的に国が責任を持つという認識のもと、関係法令の改正や整備を行い、国の責任のあり方を明確にすること。
- ② 国は、賠償金支払いに備えた賠償措置額を引き上げること。

【立地地域対策について】

(1) 立地地域の経済・雇用対策等

- ① 国は、原子力発電所の長期停止や建設工事の延期、廃炉などによる地域経済への影響の実態を把握し、地域の実情に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を講じること。
- ② 国は、立地市町村が行う経済振興や雇用維持・創出対策に対し、財政的支援を行うこと。
- ③ 国は、立地地域において企業や人材の流出を防ぎ、新規企業の進出を促進するため、設備投資に係る借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設など、地元企業への特別な措置を講じること。
- ④ 国は、立地地域が持続的に発展できるよう、地域特性に応じた新産業の創出や企業誘致など、産業構造の多様化に向けた支援を責任を持って行うこと。
- ⑤ 国は、立地地域における原子力人材育成を積極的に進め、原子力分野における地元雇用の促進を図ること。

(2) 電源三法交付金など

- ① 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に十分広報し、理解を得ること。
- ② 国は、電源三法交付金について、地域の実情に即した積極的かつ柔軟な事業が行えるよう、用途を自由裁量とするとともに、立地市町村の事務負担が増えることのないよう、配慮すること。
- ③ 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余議なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ④ 国は、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」について、省エネルギーも含めた幅広い用途に活用できるとともに、エネルギーを活用した地域振興について自治体以外が実施主体として事業を行うことができる等、柔軟な運用とすること。
- ⑤ 国は、使用済燃料貯蔵に係る電源三法交付金（長期発展対策交付金使用済燃料貯蔵分）について、貯蔵能力に係る算定対象期間を一定期間で打ち切ることなく、貯蔵する使用済燃料の撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑥ 国は、原子力発電所の廃炉等、立地地域の環境の変化に伴う財政事情を最大限勘案し、電源三法交付金により造成した施設の財産処分に対して柔軟に対応し、財政負担の軽減を図ること。
- ⑦ 国は、立地地域の振興や福祉向上、雇用創出に大きな役割を果たす原子力立地給付金及びF補助金について、拡充を行うこと。
- ⑧ 国は、広報・調査等交付金について幅広い運用が行えるよう、用途の拡大と事務手続きの簡素化を行うこと。

- ⑨ 国は、原子力発電所等に係る固定資産税について、施設の稼働年数の実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。
- ⑩ 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策、防災対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率の更なるかさ上げなど、制度を拡充すること。

全国原子力発電所所在市町村協議会
名 簿

○ 会 員 (25市町村)

平成30年 5月 14日現在

職 名	会 員 名	職 名	会 員 名
会 長	敦賀市長	敦賀市議会議長	原 幸 雄
副 会 長	女川町市長	女川町 "	木 村 公 謙
"	御前崎市市長	御前崎市 "	杉 浦 藤 二
"	柏崎市長	柏崎市長 "	加 栗 野 男
"	高浜町市長	高浜町 "	上 野 治
理 事	玄海町市長	玄海町 "	結 田 利
"	泊村市長	泊村 "	南 城 政 勇
"	志賀町市長	志賀町 "	森 脇 本 戸
"	松江市市長	松江市 "	山 石 白 橋
"	伊方町市長	伊方町 "	丹 野 木 清
"	大間町市長	大間町 "	佐 木 光 一
"	むつ市長	むつ市 "	鈴 塚 青 木 則
"	六ヶ所村市長	六ヶ所村 "	大 横 内 信
"	石巻市長	石巻市 "	崎 元 良
"	双葉町市長	双葉町 "	浜 上 雄 一
"	大熊町市長	大熊町 "	西 丹 内 哲
"	富岡町市長	富岡町 "	新 原 春 俊
"	岡葉村市長	岡葉村 "	
"	東海村市長	東海村 "	
"	刈羽村市長	刈羽村 "	
"	美浜町市長	美浜町 "	
"	おおい町市長	おおい町 "	
監 事	上関町市長	上関町 "	
"	東通村市長	東通村 "	
"	薩摩川内市長	薩摩川内市 "	
	須田隆信		
	柳澤重夫		
	櫻井雅浩		
	瀬本英雄		
	野岸浩一		
	小泉正清		
	松浦門澤		
	高金宮下		
	戸山澤史		
	亀山邊利		
	伊渡宮本		
	山品田宏		
	山口治太郎		
	中塚重海		
	柏原善靖		
	越切秀雄		

○ 準 会 員 (4市町村)

職 名	準 会 員 名	職 名	準 会 員 名
	神恵内村長		共 和 町 長
	岩内町長		長 浜 市 長
	高橋昌幸		山 本 栄 二
	上岡雄司		藤 井 勇 治

○ 事務局 敦賀市企画政策部原子力安全対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL 0770-22-8113

FAX 0770-22-1743

URL <http://www.zengenkyo.org/>